

居宅介護支援事業所ひがしばた運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人紘寿福祉会が開設する居宅介護支援事業所ひがしばた（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 居宅介護支援事業所ひがしばた

(2) 所在地 安城市東端町鴻ノ巣72-2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務 介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 4名（常勤兼務1名、管理者兼務 常勤専従3名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12月31日から1月2日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- (2) 使用する課題分析表の種類 愛介連版介護支援専門員アセスメントシート
- (3) サービス担当者会議の目的 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、
介護支援専門員等と当該情報を共有すること
- (4) サービス担当者会議の開催時期 居宅サービス計画新規作成時
要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定時

※ただしやむを得ない理由がある場合は担当者への紹介等を行う

また、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、当該計画に福祉用具貸与が必要な記録を記載するとともに、少なくとも6ヶ月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証したうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。

- (5) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内
- (6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 少なくとも1ヶ月に1回
- (7) モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回

2 次条の通常の事業の実施地域を越えた地点より行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
実施地域を越えた地点から5km未満	300円
実施地域を越えた地点から5km以上10km未満	500円
実施地域を越えた地点から10km以上	1,000円

3 前各号の費用は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただく。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は、別紙の通りとする。

（事故発生時の対応）

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第11条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、理事会において定める。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月1日に改訂する。

この規程は、平成25年6月1日に改訂する。

この規程は、平成26年12月1日に改訂する。

この規程は、平成27年2月1日に改訂する。

この規程は、令和3年7月16日に改訂する。

この規程は、令和3年9月16日に改訂する。

この規程は、令和4年5月16日に改訂する。

この規程は、令和4年7月1日に改訂する。

この規程は、令和5年11月1日に改訂する。